

初期日本語教室実施業務委託仕様書

1 事業名

碧南市初期日本語教室実施業務委託

2 目的

日本語が全く分からない、ほとんど分からない外国籍住民を対象に初期日本語教室を実施し、学習者の日本語能力の向上を図るとともに、指導者・指導補助者等のコミュニケーション能力の向上及び理解の促進を図る。

3 実施場所

委託者が指定する碧南市内の場所。原則対面開催とする。

4 受講対象者

碧南市内在住・在勤の16歳以上で、日本語が全く分からない、ほとんど分からない初期レベルの者

5 契約期間等

契約期間：契約締結日の翌日～令和11年3月31日

準備期間：契約締結日の翌日～令和8年3月31日

事業実施期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日

6 事業の内容

次の事項を踏まえて、学習者が地域住民と人間関係を築くための日本語を習得できるよう、対話型による教室の企画・運営を行うこと。

(1) 教室の目標

日本語のほとんど分からない外国籍住民が、“地域の人と関係が作れるようになること”に重点を置き、あいさつや自己紹介等ができ、日常生活の簡単な表現を理解し、話すことができるようになること（文字は、ひらがなが読める程度まで）をめざすとともに、初期日本語教室が終わってから、地域の日本語教室等で学習を継続することができること。

(2) 受講料

原則無料とする。ただし、委託者と協議の上受講に必要な費用（教材費等）に限り学習者に負担させることができるものとする。

(3) 実施日・時間等

年度あたり48時間（日本語サポーターの振り返りの時間を含む）以上の開催とし、原則3期に分けて実施する。実施日時については平日の夜または土・日曜日に開催する等参加者の学習機会を最大限設けることができる日程を委託者と受託者で協議のうえ決定すること。

(4) 定員

20名程度とする。応募者多数の場合は、日本語の習熟度を確認し初期レベルの学習者が優先的に受講できるようにすること。

(5) カリキュラム

愛知県多文化共生推進室が作成した「はじめての日本語教室 指導者のための教材活用マニュアル」を参考に受託者が企画・提案するものとし、教室の実施を通じて指導者の養成も併せて図る内容とすること。また、令和7年度碧南市にて開催した「初期日本語教育指導者養成講座」の受講者が指導者・指導補助者等として参加できるよう調整を行うこと。

(6) 指導者の配置

事業実施にあたり、日本語教室指導者を配置することとする。なお日本語教室指導者とは、次のいずれかに該当する者とする

ア 1年以上日本語の教育若しくは研究に従事したことがある者又は2年以上日本語ボランティアの経験がある者

イ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ウ 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者

エ 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目45単位以上）または日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目26単位以上）

オ 登録日本語教員の資格を有する者

カ 日本語サポーターとして継続的に初期レベル向けの日本語教室に参加する等、指導者としての資質が十分にあると委託者及び受託者が認める者

(7) 指導補助者の配置

指導者と協働し、参加者が十全に活動に参加できるよう補助する者を配置すること。

(8) 外国人住民コーディネーターの配置

学習者募集時の協力や通訳等学習者のサポートを行うとともに、学習者への助言・相談、調整業務等を行うため、外国人住民コーディネーター（外国にルーツを持つ主に碧南市内を始めとする近隣自治体の定住者等）を手配し、原則毎回配置すること。

(9) 受講申込の募集・受付

必要な言語に翻訳した学習者募集案内のチラシを作成する等、地域に合わせた方法で学習者を募集すること。申込受付に関する周知は、学習者数等の状況を鑑みて、委託者と受託者が双方協議して実施する。申込の受け付け、学習者の決定は原則受託者にて行う。

(10) 日本語サポーターの配置

教室には、学習者と対話をする日本語サポーターを配置すること。サポーターは、案内のチラシを作成する等、地域に合わせた方法で必要に応じて募集を行うこと。募集に関する周知は、委託者と受託者が双方協議して実施する。申込の受け付け、決定は原則受託者にて行う。

7 特記事項

(1) 業務の再委託

ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。

イ 業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市に対して、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。

ウ 業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める

受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(2) 機密情報の取扱い

業務にかかる機密情報の取扱いには、十分配慮すること。

(3) 事業計画書の作成・提出

受託者は契約締結後、速やかに事業実施スケジュール表及び教室の詳細内容を示した事業計画書を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、必ず委託者と協議の上で行うこと。なお、様式は任意とする。

(4) 実績報告書の提出

受託者は各期終了後、速やかに委託者に実績報告書を提出すること。報告書の様式は任意のものとするが、参加人数、学習者国籍、その他業務の進捗状況が分かる内容が含まれるものとする。

(5) 業務完了報告書の提出

受託者は、実績報告書の内容について委託者による承認を受けた後、すみやかに業務完了報告書を提出すること。

(6) 業務成果品に関する著作権等

本業務遂行により新たに生じた意匠権、著作権その他これらに類する権利等は、市に帰属する。

(7) 支払い

委託契約金の支払いは受託者の申し出により一部を前払いすることができる。

8 その他

(1) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施中に自らの責任において生じた事故及び損害について、一切の責任を負うものとし、その状況について委託者へ速やかに報告しなければならない。

(4) 本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は原則として受託者が対応すること。ただし、委託者が対応する必要があるものは、速やかに引き継ぐこと。

(5) 補助事業の申請を行うため、支出を証明する資料の写し等、必要書類を提出すること。

(6) 学習者の国籍および使用言語等に配慮した事業運営を行うこと。

※参考

令和7年5月末外国人人口（国籍別人員）上位抜粋。

ブラジル2, 768人、ベトナム1, 693人、フィリピン671人、インドネシア475人、ペルー225人、中国196人、ミャンマー74人、韓国70人